

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合職員および消防団員(以下職員等という。)が消防の任務を遂行するために必要な知識、技術等を習得向上させるとともに、体力を鍛え、職務の適正かつ能率的な執行を期することを目的とする。

(教養の種類)

第2条 職員等の教養は、学校教養、本部教養、新任職員教養、所属教養、委託教養およびその他の教養とする。

2 学校教養とは、消防学校および消防大学校(以下「消防学校等」という。)において行う教育訓練をいう。

3 本部教養とは、各所属(消防本部の課(室)または消防署。消防団にあつては、それぞれの消防団をいう。以下同じ。)を消防業務の推移に適応させる必要がある場合に消防本部において行う教育訓練をいう。

4 新任職員教養とは、初任科教育を終えた職員に対し行う教育訓練をいう。

5 所属教養とは、各所属の職員等に対して行う教育訓練をいう。

6 委託教養とは、消防業務に必要な専門的知識および技能を習得するために消防組合および消防学校等以外の教育機関において行う教育訓練および海外研修をいう。

7 その他の教養とは、前各項以外の教育訓練をいう。

(平22消本訓令1・一部改正)

(学校教養)

第3条 消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、幹部教育、専科教育および特別教育と消防団員に対する普通教育、幹部教育および団員指導員教育等がある。

2 消防長は、必要に応じ、職員等を消防学校等に派遣し、必要な知識、技術等を習得させるものとする。

(本部教養)

第4条 消防本部課長(以下「本部課長」という。)は、所掌事務の範囲内において、本部教養を推進するものとする。

2 本部教養を実施する場合、本部課長は、あらかじめ教育内容等について総務課長に協議するものとする。

(所属教養)

第5条 所属長は、所属教養を積極的に推進しなければならない。

2 職務上管理監督的な地位にある者は、部下の職員に対し、常に適切かつ効果的な教養を行わなければならない。

(委託教養)

第6条 委託教養の研修機関は、救急救命研修所等の専門的研修機関とする。

(その他の教養)

第7条 消防長は、職員の視野拡大ならびに知識向上を図るため職員教養講座および講演会等を毎年度5回開催しなければならない。

(教養の実施責任者)

第8条 教養の実施責任者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部教養 本部課長
- (2) 所属教養 消防署長および本部課長
- (3) 委託教養 総務課長
- (4) その他の教養 総務課長

(教養計画の策定)

第9条 消防長は、鯖江・丹生消防組合の重点施策に基づき、毎年3月中に翌年度の教養基本計画を樹立するものとする。

2 教養の実施責任者は、教養基本計画に基づき、教養の年度計画および月間計画ならびに個別教養計画を樹立し、消防職員等に周知徹底するとともに、消防長に報告しなければならない。

3 教養を実施した者は、その都度実施内容等を記録し、実施結果を消防長に報告しなければならない。

(平12消本訓令4・一部改正)

(教育の責任)

第10条 消防長は、職員等の資質向上および能力開発のためひとしく教育訓練を受ける機会を与えなければならない。

2 総務課長は、教養事務の総括的責任を有し、消防教養の推進ならびに調整を図るものとする。

3 本部課長は、本部教養の実施について主たる責任を負う。

4 所属長は、所属教養の実施について主たる責任を負う。

(服務規律)

第11条 職員等は、正当な理由なくして教養の受講を拒否し、また、教養を欠席してはならない。

2 職員等は、定められた規律に従い、誠実に修学に努めなければならない。

(自主勉強)

第12条 職員等は、職責を自覚し、消防の任務遂行に必要な知識、技術等を習得するために自主勉強に努めなければならない。

(その他)

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年消本訓令第4号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年消防本部訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。